

はじめに

森林づくりの費用負担を考える懇話会は、平成16年4月に委員7名で設置されました。8回に及ぶ自由闊達で真摯な議論を経て、ここに懇話会としての「提言」をまとめる運びとなりました。

お忙しい中ご参集いただき、熱心にご議論をいただいた委員の皆様をはじめ、周到な資料の収集、作成等によって懇話会を支えていただいた滋賀県林務緑政課、同税務課の職員の方々、森林づくりの費用負担に関して、貴重なご意見をお寄せいただいた県民の方々に、改めて心よりお礼申し上げます。

本提言は、次のような問題意識または特徴を持つものと考えています。

第一に、滋賀の森林づくりを検討する場合、平成16年4月に施行された「琵琶湖森林づくり条例」の具体化の一環として、環境重視という観点から、滋賀の森林の荒廃の現状を明確に認識した上で、その現状にどのように対処すべきか、どのような取り組みが必要か、を考えました。

本提言は、環境重視の森林づくりの事業として、これまで施策の対象とされてこなかった、手入れ不足の人工林を自然林に戻すという「環境林への転換」や、松枯れ、竹の繁茂等によって荒廃が進んでいる「里山林の再生」などを提唱しています。

また、本提言は、県民が森林づくりに積極的、主体的に参画する具体的な場を作ることが大切だとしています。里山を協働して保全する活動などを促進するとともに、流域を単位として、森林所有者、地域住民、森林組合などが参画する「流域森林づくり委員会」を設置し、新たな施策の策定に、県民が、直接参画できる仕組みを作ることなどを提唱しています。

第二に、このような新たな施策の効果が県民全体に及ぶ公共性、公益性の高いものであることを考慮すると、その費用は、租税負担によることが適切であると判断しました。本提言は、費用負担の方法として、県民税均等割の超過課税をするとともに、基金を設置して事業を実施することが適切だとしています。

この負担は、県民税という形式によるものの、その実質は、新たな目的税を創設することと同じだといってよいでしょう。この租税負担への理解は、森林所有者の理解を得て環境林化がどれだけ進むか、新たな施策の必要性がどれだけ県民に支持されるか、この施策への県民の参画がどれだけ進むか、に左右されると思われます。

環境に対する取り組みの効果は、すぐ目に見える形では表れてこないかもしれませんが。しかしながら、そうであるからこそ、環境の視点からの森林づくりは、将来を見据えた県民の高い意識と自覚を必要とします。森林づくりへの積極的な参画を通して、環境への理解を一層深めていただくことが望まれます。

今回の提言が、環境こだわり県である滋賀にとって、新たなチャレンジへの一歩となることを強く願うものです。

平成16年(2004年)12月

森林づくりの費用負担を考える懇話会
会長 田中 治